

# ごみの分け方と出し方について

## ● ルール ● ● ● ●

燃やすごみ、資源物、不燃物は、それぞれの指定ごみ袋に入れて出してください。



燃やすごみは  
……赤色の指定ごみ袋に  
入れて出してください。  
不燃物は  
……黄色の指定ごみ袋に  
入れて出してください。



資源物は、緑色の指定ごみ袋に品  
目ごとに入れて、各指定日に分け  
て出してください。  
※資源物の指定ごみ袋は、1種類  
のみで、資源物の全品目共通です。

ごみを入れて袋の口がしばれないものは、粗大ごみになります。



※1袋で出せる重さは10kgまでです。10kg以下に袋を分けて出すか、施設に直接持ち込んでください。

特定品目は、無色透明または半透明の袋に品目ごとに入れて出してください。



特定品目は、無色透明または半透明の袋に  
品目ごとに入れて出してください。  
※指定のごみ袋はありません。

## ● ごみ出し3原則 ● ● ● ●

**決まったごみを** … ごみの種類ごとに、きちんと分別して出してください。「収集日が違う」「分別されていない」など、ごみ出しルールが守られていないものは収集せず、違反ごみシールを貼って取り置きします。自分の出したごみにシールを貼られたら、**一度持ち帰り、正しく分別して正しい収集日に出してください。**

**決まった日に** … ごみ収集カレンダーで確認のうえ、収集日の決められた時間までに出してください。

**決まった場所に** … ごみを出す場所は、その場所を利用する方々で管理することになっています。行政区、不動産管理会社などに確認して必ず決められた場所に出してください。